

「COCO 塾ジュニア」
ホームインストラクターの皆さまへ

COCO 塾ジュニアフランチャイズ 塾総合保険

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、塾特約条項、
塾生徒特約条項、傷害担保追加条項 他)



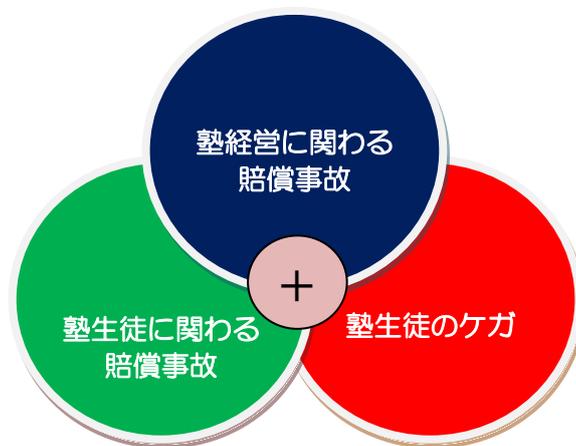


「COCO 塾ジュニア」に加盟の皆さまには、塾総合保険をご契約
いただくことになっております。
(COCO 塾ジュニアフランチャイズ契約書記載のとおり)

塾総合保険の主な特長

塾経営者がかかえる3つのリスクをまとめて補償します。

- ①塾経営に関わる賠償事故を補償します。
- ②塾生徒に関わる賠償事故を補償します。
- ②塾生徒のケガを補償します。



補償 1 賠償責任に関するリスクを補償します。

①塾経営者の賠償責任（塾特約条項）

①塾が所有、使用または管理する施設 ②塾の業務遂行 が原因で、他人（注1）にケガをさせたり、他人（注1）の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（注1）塾の生徒を含みます。

※次の損害は、補償対象となりません。

- 塾が製造、販売もしくは供給した製品・商品などまたは塾が引き渡した作業が原因で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害
- 塾が借用または管理している他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害

②塾生徒の賠償責任（塾生徒特約条項）

塾の管理下（注2）において、塾の生徒が、他人（注3）にケガをさせたり、他人（注3）の物をこわしたことにより、塾の生徒またはその法定監督義務者（注4）が法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（注2）塾の管理下とは、次の①から③までのいずれかの間をいいます。

- ①塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）
- ②塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ③塾が主催もしくは共催する模擬試験、合宿または父兄会などの行事に参加している間

（注3）塾の他の生徒を含みます。

（注4）親権者・未成年後見人および監督義務者に代わって生徒を監督する親族をいい、塾および塾の講師等は含みません。

※塾の生徒が、占有、使用または管理している他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害は、補償対象となりません。

※塾の生徒が、塾経営者の所有、管理する施設や物を壊した場合、状況により損害賠償事故とならないことがあります。

お支払いする保険金の種類

①事故発生後に生じる費用

（1）損害防止費用

貴社（被保険者）が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。

（2）緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。

（3）権利保全行使費用

貴社（被保険者）が第三者に対して損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。

②訴訟等に発展した場合の費用

（4）争訟費用

貴社（被保険者）が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

（5）協力費用

貴社（被保険者）が損害賠償請求を受けて、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて貴社（被保険者）の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、貴社（被保険者）が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。

（6）事故対応特別費用・被害者対応費用 ※保険期間中、各 1,000 万円限度

- ・慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や臨時に必要とした費用をお支払いします。
※1名あたり、死亡の場合10万円、死亡以外の場合2万円、対物の場合2万円限度
- ・損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その対処のために支出した文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用などをお支払いします。

③和解・判決による損害賠償金のお支払い

（7）損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

<身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料など

<財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社（被保険者）が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。

*（1）から（5）までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。（支払限度額はありません。）

*（6）の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額（保険金額）がお支払いの限度額となります。

なお、お支払限度額や費用の支出の際に損保ジャパン日本興亜の同意などが必要となる場合があります。

補償2 ケガに関するリスクを補償します。

①塾生徒のケガ（傷害担保追加条項〔塾生徒特約条項用〕）

塾の生徒が、塾の管理下^{（注5）}または塾との往復途上^{（注6）}で急激かつ偶然な外来の事故^{（注7）}によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

※ ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注5）塾の管理下とは、次の①から③までのいずれかの間をいいます。

- ①塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）
- ②塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ③塾が主催もしくは共催する模擬試験、合宿または父兄会などの行事に参加している間

（注6）塾との往復途上とは、次の①および②の間をいいます。

ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合は除きます。

- ①自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間
- ②塾の管理下を離れて帰宅するまでの間

※塾との往復途上における賠償事故については、この保険のお支払いの対象とはなりません。

（注7）「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次の3つをすべて満たす事故をいいます。

- 急激性…結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態をいいます。
- 偶然性…原因または結果の発生が、被保険者の立場からみて予知できない状態をいいます。
- 外来性…傷害発生の原因から結果に至るまでの経過において、何らかの外部要因が身体に及ぶことをいいます。

ケガによる損害に対してお支払いする保険金の種類

①死亡保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

②後遺障害保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害^{（注8）}が生じた場合にその後遺障害の程度に応じてお支払いします。

（注8）治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

③入院保険金

傷害を被った結果、入院^{（注9）}した場合にその入院期間に対し、お支払いします。（180日を限度とします。）

（注9）自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

④通院保険金

傷害を被った結果、通院^{（注10）}した場合にその通院期間に対し、お支払いします。（90日を限度とします。）

（注10）病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

被保険者の範囲について

補償区分	塾	塾の 役員・従業員 [※]	塾の生徒 （体験レッスンの方を含みます。）	塾の生徒の法定 監督義務者
塾特約条項	○	○	×	×
塾生徒特約条項	×	×	○	○
傷害担保追加条項	×	×	○	×

※貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象となります。

ご契約内容について

保険期間

保険料お払い込み月の翌月1日午前0時～平成31年6月1日午後4時

補償区分		保険金額
賠償事故（経営者）	身体賠償保険金額 1 名	1 億円（自己負担額 1 万円 ^{※1} ）
	身体賠償保険金額 1 事故	1 億円（自己負担額 1 万円 ^{※1} ）
	財物賠償保険金額 1 事故	1 億円（自己負担額 1 万円 ^{※1} ）
賠償事故（生徒）	身体・財物 1 事故保険金額	1 億円（自己負担額 1 万円 ^{※1} ）
生徒の傷害（ケガ） （1 名あたり）	死亡・後遺障害保険金額	270万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	1,500円
年間保険料 ^{※2} （一括払）		7,100円

※1 ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、被保険者に自己負担いただく額をいいます。

●賠償事故に関するリスクについて

賠償責任に関するリスクについての自己負担額（免責金額）は、1万円です。なお、保険金の種類によっては自己負担額（免責金額）が適用されないものがあります。

●ケガに関するリスクについて

ケガに関するリスクについては自己負担額（免責金額）がありません。

※2 保険契約の保険料算出の基礎数値は、「平均生徒数（人）」となります。

新規事業の場合は、保険期間の見込平均生徒数が保険料算出の基礎数値となります。この場合、ご契約時には、ご契約時点における見込みの基礎数値（20人とさせていただきます。＜生徒数による団体割引30%適用＞）に基づき算出した暫定保険料をお振込みいただき、保険期間終了後に、実際の数値に基づき算出した確定の保険料との差額を精算します。

お手続き方法

継続される方

新規、中途加入の方

①加入依頼書の作成、送付

COCO 塾ジュニアフランチャイズ塾総合保険の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、**同封の「総務部総務課保険係」返信封筒にてご郵送**ください。
※提出先が新規、中途加入の方と異なりますのでご注意ください。

COCO 塾ジュニアフランチャイズ塾総合保険の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、**各担当インフォメーションセンターにご提出**ください。
※提出先が、継続される方と異なりますのでご注意ください。

②保険料のお払込方法

COCO 塾ジュニアフランチャイズ契約で保険に加入いただくことになっておりますので、**締切日までに下記口座までお払込みください。**
期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。
＜送金締切日＞ 平成30年5月11日（金）着金
＜送金額＞ 7,100円（振込手数料はご負担ください。）
＜お振込先口座＞
三菱 UFJ 銀行 はつはる支店 普通預金 口座番号：1008400
名義人：株式会社ニチイ学館

保険料のお払込みは、**認定証受理月の25日までに**下記口座までお払込みください。
期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。
中途加入される方は、「ご契約開始日別保険料表」で保険料をご確認ください。
＜お振込先口座＞
三菱 UFJ 銀行 はつはる支店 普通預金 口座番号：1008400
名義人：株式会社ニチイ学館

③被保険者カードの発送

加入依頼書および保険料のお払込みを確認後、被保険者カードを発送します。保険期間が終了するまで大切に保管ください。
※COCO 塾ジュニアフランチャイズ塾総合保険は、代表契約者を株式会社ニチイ学館とする団体契約になります。
団体契約では、皆さま方は被保険者として1保険証券で契約しますので、保険加入の証として、被保険者カードを発送します。
※加入者の範囲は、フランチャイズ加盟者本人にかぎりません。

④確定精算

保険期間の見込平均生徒数が保険料算出の基礎数値[※]となります。ご契約時には、ご契約時点における見込みの数値に基づき算出した暫定保険料をお払込みいただき、保険期間終了後に、実際の数値に基づき算出した確定の保険料との差額を精算します。実際ご契約をいただく際の保険料算出の基礎数値は、20人とご契約いただきます。

※この保険の保険料算出の基礎数値は、次の算出式に基づいた「平均生徒数（人）」となります。

$$\text{平均生徒数（人）}^{\ast} = \frac{\text{毎月一定日時点の生徒数の年間合計}}{12\text{か月}}$$

※小数点以下は切り捨てます。

ご契約開始日別保険料表

（一括払）

ご契約開始日	ご契約終了日	保険料
平成30年7月1日	平成31年6月1日	6,510円
平成30年8月1日		5,910円
平成30年9月1日		5,340円
平成30年10月1日		4,740円
平成30年11月1日		4,140円
平成30年12月1日		3,550円
平成31年1月1日		2,960円
平成31年2月1日		2,360円
平成31年3月1日		1,790円
平成31年4月1日		1,200円
平成31年5月1日		600円

保険金をお支払いする場合

塾経営者に関するもの

塾特約条項

日本国内で発生した記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方をいいます。以下同じです。）となる塾の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間（ご契約期間）中に発生した他人の身体の障害（注1）または財物の損壊（注2）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることにより被る損害のうち、次の1. および2. に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。

1. 加入依頼票に記載された塾（以下「塾」といいます。）の施設または設備の所有、使用または管理に起因する損害
2. 塾の業務遂行（生徒の指導・監督など）に起因する損害

（注1）人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。（以下同じです。）

（注2）有体物の滅失、損傷または汚損です。または、これらに起因するその有体物が使用できないことによる被害を含みます。（以下同じです。）

塾生徒に関するもの

塾生徒特約条項

日本国内で発生した、塾の管理下（注3）における塾の生徒の行為に起因する偶然な事故により、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）

日本国内において、塾の生徒が、1. または 2. に掲げる間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（注4）をされた場合に、保険金をお支払いします。

1. 塾の管理下にある間
2. 塾との往復途上（注5）にある間

（注3）次の①から③までのいずれかの間をいいます。（以下同じです。）

- ①塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）
- ②塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ③塾が主催もしくは共催する模擬試験、合宿または父兄会などの行事に参加している間

（注4）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注5）次の①および②の間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

- ①自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間
- ②塾の管理下を離れて帰宅するまでの間

保険金をお支払いできない主な場合

<賠償責任保険普通保険約款>

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任（注）
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
（注）<塾生徒特約条項>において、記名被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

<賠償責任保険追加条項>

※<賠償責任保険追加条項>は<塾生徒特約条項>には適用されません。

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石棉または石棉を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことを『管理財物』といいます。『管理財物』の範囲は、次の通りです。

	名称	定義	
1	所有財物	記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。	
2	受託財物	次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。	
		①借用財物	記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
		②支給財物	次のアおよびイの財物をいいます。 ア、作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
		③販売・保管・運送受託物	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
	④作業受託物	作業のために記名被保険者の所有、または管理する施設内（注2）にある財物（注3）をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。	
3	作業対象物	受託財物以外の作業の対象物をいいます。	

（注1）記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

（注2）仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

（注3）施設内にある財物 記名被保険者が施設の管理を請け負う場合にかぎり、その施設自体を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合（続き）

<塾特約条項>

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④塾の指導または助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理化（注1）にない間に発生した事故による賠償責任
- ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧記名被保険者の役員または使用人が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任

（注1）「塾の管理下」とは、次のアからウの間をいいます。

- ア. 塾の授業に出席している間。ただし休憩時間を含みます。
- イ. 塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ウ. 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

<塾生徒特約条項>

- ①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ②被保険者の、または被保険者の指図による暴行もしくは殴打に起因する賠償責任
- ③航空機、船、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

<傷害担保追加条項〔塾生徒特約条項〕>

- ①被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ②被保険者の受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ④被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合は、この規定を適用しません。
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑩戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑪核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、保険金を支払いません。

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる生徒数等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 被保険者カードは大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 年間の見込み平均生徒数によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の平均生徒数に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる平均生徒数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいはいりません。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sink.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- （１）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- （２）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- （１）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- （２）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- （３）通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- （４）重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- １．以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

＜１＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

＜２＞上記＜１＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

＜３＞損害賠償の請求の内容

- ２．他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

- ３．損害の発生および拡大の防止に努めてください。

- ４．損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

- ５．損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

- ６．他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

- ７．上記の１．～６．のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

万一事故にあわれたら（続き）

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書	など

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ビダイヤル】 0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

金融法人第二部営業第二課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10

TEL：03-3231-3654 FAX：03-6860-2712

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

取扱代理店

株式会社ニチイ学館

総務部総務課

〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台 2-9

TEL：03-3291-6888 FAX：03-3291-6886

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）